

総会

配布：一般

2018年10月5日

原文：英語

人権理事会

第39会期

2018年9月10日－28日

議事日程議題3

2018年9月27日に人権理事会により採択された決議

39/8. 安全な飲料水および衛生に対する人権

人権理事会は、

国際連合憲章の諸目的および諸原則に基づき、

その中で総会が、生きるための権利とその他の全ての人権の完全享受にとって不可欠である安全な飲料水と衛生に対する人権を認めた、2010年7月28日の総会決議64/292を想起し、

安全な飲料水と衛生に対する人権に関する人権理事会と総会の全ての従前の諸決議、特に、2016年9月29日の同理事会決議33/10および2017年12月19日の総会決議72/178を再確認し、

世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約、児童の権利に関する条約および障がい者の権利に関する条約を想起し、

開発に対する権利を含む、全ての人権は普遍的で、分割できず、相互依存かつ相互に関係があることを再確認した、ウィーン宣言及び行動計画もまた想起し、

誰も置き去りにしないことを確保しつつ、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と表題のついた、2015 年 9 月 25 日の総会決議 70/1 を再確認し、

持続可能な開発のための 2030 アジェンダが、安全な飲料水と衛生に対する人権並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関連した重要なターゲット、並びに健康と衛生施設を構成し、そして水の質と安全を改善し、水不足に苦しむ人の数を減らしそして女性と女児の必要性と権利に特別な注意を確保するためにも努力すると同時に、安全な飲料水、衛生および衛生施設に対する普遍性を達成することと平等なアクセスの間の相関関係を反映している目標 6 に対する統合されたアプローチの必要性を認めている、全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保することに関する目標 6 を含む、その他の水関連の持続可能な開発目標を対象としていることを想起し、

それにより総会が、2018 年から 2028 年までの期間を、国際行動の 10 年「持続可能な開発のための水」と宣言した、2016 年 12 月 21 日の総会決議 71/222 もまた想起し、

全てのパートナーシップのための衛生および水の 2014 年ハイレベル会合でまた 2015 年の衛生施設に関する第四回アフリカ会議で採択された、衛生施設に関するンゴール宣言、2016 年の衛生に関する第六回南アジア会議で採択された、ダッカ宣言、2016 年の衛生に関する第四回ラテンアメリカおよびカリブ海諸国会議で採択された、リマ宣言、そして 2016 年の第六回アフリカの水週間で採択された、アフリカにおける水の安全と衛生に関するンゴール公約を実現するためのダル・エス・サラーム行程表において為された安全な飲料水と衛生に対する人権を促進している関連する公約とイニシアティブを更に想起し、またブダペスト水サミット 2016 とその勧告、2016 年にドゥシャンベで開催された「持続可能な開発目標 6 およびターゲット：水と衛生に対するアクセスにおいて誰も置き去りにしないことを確保すること」というテーマのハイレベル・シンポジウムの行動の呼びかけ、2018 年にイスラマバードで開催された衛生に関する第七回南アジア会議、また 2018 年にドゥシャンベで開催された「持続可能な開発のための水」国際

行動の 10 年に関するハイレベル国際会議に留意し、

水供給と衛生のための世界保健機関と国際連合児童基金の合同監視計画により公表された 2017 年最新情報における世界保健機関と国際連合児童基金の活動を歓迎し、

2015 年の水供給と衛生のための合同監視計画による報告によれば、世界の人口のだいたい 71 パーセントが安全に管理された飲料水の給水システムを使っているという事実をまた歓迎し、しかしながら、それと同時に、世界人口の 12 パーセントが基本的な飲料水システムすらまだ欠いていることを深く懸念しており、

8 億 4,400 万人が基本的な給水を欠いており、21 億人が、必要な時に利用可能なまた家での汚染のない安全な飲料水へのアクセスを欠いており、45 億人が安全に管理された衛生へのアクセスを欠いておりそして 8 億 9,200 万人が依然として屋外排泄を実践している。

水供給と衛生のための合同監視計画が、広範囲にわたる地球規模のデータベースを確立しそして達成条件の進展に対する地球規模の規範を策定することにおける手段になっているという事実を歓迎し、それと同時に、公式の数字が、水と衛生に対する人権のあらゆる次元を常に捉えているとは限らないという事実を考慮し、

安全な飲料水と衛生および衛生施設に対するアクセスの欠如が、病弱や高い死亡率などの厳しい人的損失、および経済的損失の根底にあることを深く懸念し、そして安全な飲料水と衛生に対する権利を確保している人権基準としての、手ごろさ、利用しやすさ、入手可能性および質は、水、公衆衛生施設およびサービスが、あらゆる種類の差別なしにあらゆる部分の住民の安全な体の届く範囲内にあることと全ての者にとって手ごろな価格で利用可能であることを特に要求していることを確認し、

気候変動が、突然始まる自然災害とゆっくり始まる出来事の両方の増加した頻度と激しさの原因となることに貢献してきたしまた続いていることに、そしてこれらの出来事が、安全な飲料水と衛生に対する人権を含む、あらゆる人権の完全享受に関する悪影響を有していることに懸念を表明し、

女性と女兒が、安全な飲料水と衛生に対する人権の自らの享受において、人道危機において悪化させられる、特定の障害にしばしば直面することを、そして女性と女兒が、その経済的エンパワーメント、独立や社会的および経済的発展の実現に対する主要な障害を構成する、世界の多くの部分において家庭の水を集めることの主要な負担を担っていることを深く懸念し、

女性と女兒がその基本的な情報をしばしば欠いている、月経と月経の衛生手段を取り巻いている広範な沈黙と恥辱が、除外されまた非難されそして女性と女兒の十分な可能性を実現することを妨げていることにまた深く懸念し、

特に学校、職場、医療センターおよび公的施設並びに公共建築物における月経の衛生管理を含む、適切な給水および衛生サービスへのアクセスの欠如が、ジェンダー平等と教育、保健、安全で健康的な労働条件に対するまた公共の事柄への参加に対する権利を含む、女性と女兒の人権の享受に悪く影響することを更に深く懸念し、

家庭の水を集める間にまた自宅の外の衛生施設を利用するかまたは屋外排泄を実践している時、女性と女兒が、その安全に対する、攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力、嫌がらせそしてその他の脅威に晒されまた特に危険な状態にあることを深く懸念し、

水、衛生および衛生状態関連疾患が、子どもに過剰な影響を有していることそして紛争または自然災害の時を含む、人道危機において、子どもが、給水および衛生サービスの中断に最も苦しむことを深く憂慮し、そして子どもの死亡率、罹患率と発育阻害を減らすことに関する進展が、安全な飲料水と衛生サービスに対する子どもと女性のアクセスと関連していることを強調しつつ、

普遍的で、分割できない、互いに依存しそして相互に関係がありまた同じ条件でそして同じ重点で、公正かつ平等なやり方で、世界的に取り扱われなければならないあらゆる人権の尊重、促進および保護を確実にする国家の責任を再確認し、

安全な飲料水と衛生に対する人権は、適切な生活水準に対する権利から引き出されそして到

達し得る最高水準の身体的および精神的健康に対する権利にまた生命と人間の尊厳に対する権利に密接に関連していることを想起し、

人種、ジェンダー、年齢、障がい、種族性、文化、宗教および国籍または社会的出自の理由に基づく若しくはその他の何らかの理由に基づく、そして農村都市格差、標準以下の住宅、収入レベルまたはその他の関連する理由などの要因に基づく差別と不平等を取り除くことを目的とした、安全な飲料水と衛生に対する人権の享受における差別と不平等を取り除くことの重要性を再確認し、

安全な飲料水と衛生に対する人権の漸進的な実現を確保することにおける国の計画と政策の重要性を確認し、

全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保することに関する目標 6 を含む、持続可能な開発目標とターゲットの実施に関する監視と報告の重要性を強調し、

国際水路法を含む、国際水法の問題を何ら妨げることなく、安全な飲料水と衛生に対する人権の漸進的な実現を促進する手段として、適当と認められる場合に、地域的なまた国際的な技術協力の重要性を確認し、

国際連合の諸目的および諸原則、基本的な自由並びに安全な飲料水と衛生に対する人権を含む、人権の実現を促進することにおける地方の、国の、地域のそして国際的なレベルで、市民社会が果たす重要な役割を認識し、

1. 安全な飲料水に対する人権は、個人的なまた家庭の使用のための十分な、安全な、受け入れ可能な、物理的にアクセス可能で手ごろな水に対する利用権を有することを、差別なしに、皆に権利を与えることを、そして衛生に対する人権は、生活のあらゆる分野において、安全で、衛生的で、心配のない、社会的にまた文化的に受け入れ可能である衛生に対する、物理的なまた手ごろな利用権を有することを、差別なしに、皆に権利を与えることをそしてプライバシーを提供しまた尊厳を確保することを再確認し、それと同時に両方の権利が、適切な生活水準に対する権利に不可欠でありまたその構成部分であることを再確認する。

2. 安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者の活動を歓迎し、そして強制的に避難させられた人々の水と衛生に対する人権をテーマとした彼の報告書¹に感謝しつつ留意する。

3. 国家が、あらゆる人権の完全な実現を確保する主要な責任を負っていることそして国家としてまた特に経済的や技術的な、国際援助との協力を通して、自らの利用可能な資源の最大化まで、とりわけ自らの人権義務の実施における法的手段の採択を含めて、あらゆる適切な手段により安全な飲料水と衛生に対する権利の完全な実現を漸進的に実現するため、措置を講じなければならないことを再確認する。

4. 安全な飲料水と衛生に対する人権は、相互に関係があるが、その実施における具体的な課題に対処するため別個の取り扱いを正当化する理由となる特徴を有している。

5. とりわけ関連する持続可能な開発目標のための時宜を得た実現における、国家、国際連合システムの専門機関および国際的なまた開発のパートナー並びに資金供与機関による国際協力と技術援助の重要な役割を強調し、そして開発パートナーに対し、安全な飲料水と衛生に対する権利に関連した国のイニシアティブと行動計画を支援して開発計画を設計し、実施しそして監視する時人権に基づく対処方法を採用することを促す。

6. 安全な飲料水と衛生に対する人権を含む、経済的、社会的および文化的権利の侵害に対する効果的な救済の、そしてこれに関連して、個人または、適切な場合には、個人の集団により若しくはそれらに代わって始められた手続を含む、司法的な、準司法的なそしてその他の適切な救済の、並びに危険な状態にある女性および女兒並びに人が効果的な救済に対する平等なアクセスを有することを確保するために必要な措置を講じることを含めて、適切な生活水準に対する権利の不可欠なまた構成要素としての安全な飲料水と衛生に対する権利の実現の文脈におけるあらゆる違反に対する全ての者のための正義を確保する目的で、そのような権利の違反を避けるための適切な手続の重要性を強調する。

7. あらゆる努力にもかかわらず、ジェンダーの不平等は、安全な飲料水と衛生に対する人

¹ A/HRC/39/55.

権の実現において依然として存在していることに、懸念をもって留意する。

8. 国家に対して、以下のことを求める。

(a) 国際法の下での自らの義務に従って、全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保することに関する目標6を含む、国際的に合意された持続可能な開発目標およびターゲットを実施すること。

(b) アクセスにおける不平等を取り除くと同時に、非差別的なやり方で、人種、ジェンダー、年齢、障がい、種族性、文化、宗教および国籍または社会的出自の理由に基づいて若しくはその他の何らかの理由に基づいて、危険な状態にある人や周縁化された集団に対するものを含めて、安全な飲料水と衛生に対する人権の漸進的な実現を確保すること。

(c) 水と衛生に対する人権の実現の状態を継続的に監視しそして定期的に分析することまた地方の、国のそして地域のレベルでの、水関連データの入手可能性、利用可能性、質および使用を改善するための取組を強化することまた分類されたそしてジェンダー対応の司法と監視メカニズムを策定すること。

(d) 水と衛生の管理に関する女性の指導力と意思決定における女性の完全な、効果的なそして平等な参加の両方を促進すること、ジェンダーに基づく対処方法が、教育に対する女兒のアクセスに関する不適切な給水と衛生サービスの悪影響に対処すること、家庭の水を集めることにおいて女性と女兒により費やされる時間を削減するための措置を含めて、水と衛生の計画に関連して採用されることを確保すること、家庭の水を集める間にまた自宅の外の衛生施設を利用するかまたは屋外排泄を実践している時、性的暴力からのものを含めて、物理的に危険が迫っているかまたは暴行されることから女性と女兒を保護すること、水と衛生に対する女性と女兒の平等な利用権を保護することそしてこれらの権利の入手可能性と利用しやすさを保証するため積極的な措置を講じること。

(e) その問題をめぐる否定的な社会的規範に対処しつつまた衛生的な製品と月経製品のための処分の選択肢を含む、ジェンダーに敏感な施設への普遍的なアクセスを確保しつつ、それに

ついでに事実に関する情報に対するアクセスを確保することにより、月経と月経の衛生を取り巻いている広範な恥辱と恥に対処すること。

(f) 子どもに対する水関連の、衛生関連のまた衛生施設関連の疾病の過剰な影響を緩和するようそして安全な飲料水と衛生に対する人権の漸進的な実現を確保することにより、子どもの死亡率、罹患率そして発育阻害を減らすよう努力すること。

(g) 安全な飲料水と衛生に対する持続可能なアクセスを確保するための適切な解決策について、市民社会と民間部門を含む、現地の共同体とその他の利害関係者と協議しそして調整すること。

(h) 民間部門の供給者を含む、全ての給水と衛生サービスの提供者が、人権を尊重しそして人権侵害または虐待の原因とならずまたは貢献しないことを確保するため効果的な責任メカニズムを提供すること。

9. 全ての政府に対し、特別報告者による訪問と情報を求める要請に対し好意的に対応すること、職務権限保持者の勧告について効果的にフォローアップすることそしてこれに関連して講じられた措置に関する情報を利用可能にすることを続けることを奨励する。

10. 事務総長と国際連合人権高等弁務官に対し、特別報告者に職務権限の効果的な遂行のために必要なあらゆる資源と援助を提供することを要請する。

11. 人権理事会の第 42 会期において、同じ議事日程議題の下でこの問題の審議を続けることを決定する。

第 39 回会合

2018 年 9 月 27 日

[賛成 44、反対 1、棄権 2 の記録投票により採択された。投票は以下の通り：

賛成：

アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルンジ、チリ、中国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イラク、日本、ケニヤ、メキシコ、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、大韓民国、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、ベネズエラ（ボリビア共和国）

反対：

キルギス

棄権：

アフガニスタン、エチオピア]